

## 漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 6 年 2 月 2 0 日  
長崎県知事 大石 賢吾

### 1 . 特定水産資源の種類

くろまぐろ ( 30kg 以上の大型魚 )( 以下、「大型魚」という。)

### 2 . 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

### 3 . 対象となる海区

県北海区

### 4 . 県北海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

( 2 月 1 9 日までの暫定値 )

7 1 . 0 %

(	県北海区の大型魚採捕量	:	1 0 . 1 3 4 トン	)
	県北海区の大型魚割当量	:	1 4 . 2 9 0 トン	

### 5 . 県北海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過 ( 令和 6 年 2 月 1 9 日集計時点 )